

久喜市選挙管理委員会告示第38号

令和8年4月19日執行の久喜市長選挙及び久喜市議会議員一般選挙における開票の事務は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第1項の規定に基づき選挙会場において選挙会の事務を併せて行う。

令和8年4月12日

久喜市選挙管理委員会委員長 飯 島 光